

参 考 資 料

土木學會誌 第十六卷第七號 昭和五年七月

國有鐵道建設規程

昭和四年七月 鐵道省令第二號

第一章 總 則

第一條 國有鐵道の線路及車輛の構造は本規程の定むる所に依る但し左の各號の一に該當する場合は之に依らざることを得

- 一 特種の設計を必要とする鐵道にして本規程に依ること能はざるとき
- 二 其の他已むことを得ざるとき

註 軌條、車輪等が磨耗し又は車輛のバネが攪みたる場合等に於ても本規程に牴觸せざることを要す

本條但し書第一號に於ける特種の設計を必要とする鐵道とは齒軌條式、第三軌條式等の如きものを謂ふ

第二條 本規程の適用に關し線路區間を左の標準に依り甲線、乙線及丙線の三種に區別す

- 甲線 幹線と認むべきもの又は運輸量特に大なるもの
- 乙線 準幹線若は主要なる連絡線と認むべきもの又は運輸量大なるもの
- 丙線 主要ならざる連絡線又は地方線と認むべきもの

前項の線路區間の種別は別表に依る

第三條 軌間とは軌條面より 16 耗以内の距離に於ける軌條頭部間の最短距離を謂ふ

第四條 本線路とは列車の運轉に常用する線路を謂ひ側線とは本線路に非ざる線路を謂ふ

註 列車とは停車場外の本線路を進行する目的を以て仕立てたる車輛又は車輛列を謂ふ

停車場内の待避線及操車場内に於ける發着線の如きも本線路なり

第五條 停車場とは左の各號に掲ぐるものを謂ふ

- 一 驛 列車を停止し旅客又は荷物を取扱ふ爲設けられたる場所
- 二 操車場 專ら列車の組成又は車輛の入換を爲す爲設けられたる場所
- 三 信號場 驛に非ずして列車の行違又は待合せを爲す爲設けられたる場所

第六條 信號所とは停車場に非ずして手動又は半自動の常置信號機を取扱ふ爲設けられたる場所を謂ふ

註 信號場は構内を有すれども信號所は之を有せず

第七條 車輛の固定軸距とは二以上の車軸を有する不撓性臺枠に於て横遊びを附せざる車軸中最前位に在るものと最後位に在るものとの車軸中心間の水平距離を謂ふ

第二章 線路

第一節 軌間

第八條 軌間は 1.067 米とす

第九條 半径 800 米以下の曲線に於ては前條の軌條に相當の Slack を附することを要す但し 30 耗を越ゆることを得ず

前項の Slack は分岐の場合を除き 5 米以上の緩和曲線ある場合は其の全長に於て、其の他の場合は同曲線端より 5 米の長さに於て之を遞減するものとす

註 本條第二項に於ける其の他の場合とは複心曲線又は側線の曲線に於ける如き場合を謂ふ

第十條 前二條の軌間に對する公差は左の各號に依るものとす

- 一 轍叉の場合に於ては増 4 耗, 減 2 耗
- 二 其の他の場合に於ては増 6 耗, 減 3 耗

第二節 曲線

第十一條 本線路に於ける曲線の半径は左の大きさ以上たることを要す

甲線 300 米 (特別の線路 400 米), 乙線 250 米, 丙線 200 米

前項の半径は分岐に附帶する場合に於て左の大きさ迄之を縮小することを得

甲線 160 米, 乙線 160 米, 丙線 100 米

停車場に於ける本線路にして乗降場に沿ふ部分の曲線の半径は左の大きさ以上たることを要す但し乗降場兩端の部分に限り之に依らざることを得

甲線 500 米, 乙線 400 米, 丙線 300 米

註 分岐に附帶する曲線とは一線より他の一線が分岐する場合其の分岐に於ける曲線及分岐後該兩線を並行ならしむる爲に要する曲線を含むものにして後者の半径は成るべく第二項の限度より大ならしむるを可とす

第十二條 側線に於ける曲線の半径は 100 米以上たることを要す但し特別の場合は 80 米迄之を縮小することを得

註 本條但し書は運轉する車輛を制限する場合に限り之を適用す

第十三條 本線路に於ける直線と曲線とは分岐の場合を除き相當の緩和曲線を以て接續することを要す

前項の緩和曲線の長さは第二十五條に依り附するカントの左の倍數を下ることを得ず

甲線 600 倍, 乙線 450 倍, 丙線 300 倍

第十四條 本線路に於ける反對方向の曲線(分岐の場合を除く)に於ては緩和曲線の間に 10 米以上相當の長さの直線を挿入することを要す

前項以外の反對方向の曲線の間には相當の長さの直線を挿入することを要す

第三節 勾配

第十五條 本線路に於ける勾配は左の限度より急ならざることを要す但し乙線に在りて特別の場合には其の限度を 30/1000, 電車専用線路に在りては線路區間の種別を問はず其の限度を 35/1000 とす

甲線 25/1000 (特別の線路 10/1000), 乙線 25/1000, 丙線 35/1000
25/1000 より急なる勾配にして曲線を伴ふ場合に在りては前項の限度を超えざる様相當の曲線補正を爲すことを要す

停車場に於ける本線路の勾配は其の本線路の最端轉轍器(最端轉轍器外が下り勾配なる場合には之より外方 20 米の箇所)の間及列車の停止區域に於て 3.5/1000 より急ならざることを要す但し車輛の解結を爲さざる本線路にして列車の發着に支障なき場合は 10/1000 に到ることを得

側線の勾配も亦 3.5/1000 より急ならざることを要す但し車輛を留置せざる側線は之に依らざることを得

註 本條第三項の但し書は電車専用驛, 簡易なる驛の如き場合に之を適用す

第十六條 線路の勾配變化する箇所には勾配の變化が 10/1000 以上の場合に於て左の大きさ以上の半徑を有する縦曲線を挿入することを要す

半徑 800 米以下の曲線の場合 4000 米

其の他の場合 3000 米

第四節 建築限界

第十七條 建物其の他の建造物等は建築限界内に入ることを得ず

第十八條 直線に於ける建築限界は附圖第一に依る

第十九條 曲線に於ける建築限界は半徑 800 米より大なる曲線に於ては直線に於ける建築限界と同一とし半徑 800 米以下の曲線に於ては其の幅を車輛の偏倚に對し擴大するものとす軌道中心線の各側に於て擴大すべき寸法は左の式に依り之を算出す

$$w = \frac{22500}{R}$$

w は軌道中心線の各側に於て擴大すべき寸法（單位牒）

R は曲線の半徑（單位米）

前項の擴大寸法は緩和曲線の全長に於て之を遞減するものとす但し緩和曲線なき場合又は緩和曲線の長さが 17 米より小なる場合には圓曲線端（直線と曲線との場合）又は半徑小なる圓曲線端（曲線と曲線との場合）より 17 米の長さの長さに於て之を遞減するものとす

曲線に於ける建築限界はカントに伴ひ傾斜せしむるものとす

第二十條 隧道には前二條の建築限界外に電燈、電線等の添加其の他の爲必要なる相當の餘裕を附することを要す

前項の餘裕は附圖第二に依ることを通例とす

註 附圖第二は隧道の斷面がアーチ形なる普通の場合に於ける最小餘裕を示すものにして若其の斷面が特殊の形狀を有し電燈、電線等の添加其の他に對し差支なき場合に於ては必ずしも本圖の如き餘裕を要せず、例へば斷面角形にして其の上部に前記の添加に對し充分なる餘裕を存する場合は幅に對する餘裕を縮小し得るが如し

第五節 軌道中心間隔

第二十一條 停車場外に於ては軌道の中心間隔は 3.6 米以上、三以上の軌道を並設する場合に於ては隣接する二中心間隔の一は 4 米以上たることを要す

停車場内に於ては並設する軌道の中心間隔は 4 米以上たることを要す但し構内作業上其の必要な箇所軌道中心間隔は 3.8 米迄、荷物積卸線と之に隣接する側線との中心間隔及車輛の收容を主とする軌道相互間の中心間隔は 3.4 米迄之を縮小することを得

前二項の中心間隔は本線路の曲線に於ては第十九條に依る w の二倍以上、側線の曲線に於ては半徑 300 米より小なる場合相當之を擴大することを要す

第六節 軌道

第二十二條 本線路に於ける軌道の負擔力は附圖第三に示す左の記號の標準活荷重に依ることを標準とす

甲線 K-16（特別の線路 K-18）、乙線 K-15、丙線 K-13

前項の標準は運轉車輛の重量其他線路の狀況に依り之を増減することを要す

註 本條第一項の標準負擔力は第五十八條の最大限度の機關車に對するものを標準としたるものなるを以て之より大なる車輛（第六十條及第六十二條參照）を運轉する區間に在りては該標準負擔力を増加し又之より小なる車輛のみを運轉す

る區間に在りては該標準負擔力を輕減すべきものなり

第二十三條 軌條は左の大さのものたることを標準とす

	停車場外の本線路及停車場内の主要なる本線路の場合	其の他の場合
甲線	37 疋軌條(特別の線路又は特別の場合 50 疋軌條)	30 疋軌條
乙線	37 疋軌條	30 疋軌條
丙線	30 疋軌條(特別の場合 37 疋軌條)	30 疋軌條

註 50 疋軌條とは新製の場合に長さ 1 米に付約 50 疋の重量を有する軌條を謂ふ
37 疋軌條及 30 疋軌條に付ても亦同様なり

第二十四條 道床の厚さは枕木下面より施工基面迄左の寸法を下らざることを要す但し丙線に限り地盤の支持力大なる場合は 120 耗迄之を減ずることを得

甲線 200 耗, 乙線 200 耗, 丙線 150 耗

註 本條は一般の道床に關する規定にしてコンクリート道床の如き特種の場合を含まず

第二十五條 直線に於ては兩軌條面の高さを等しくすることを要す

曲線に於ては分岐の場合を除き外側軌條に於て相當のカントを附することを要す但し 115 耗を超ゆることを得ず

前項のカントは緩曲線の全長に於て之を遞減することを要す但し半徑異なる同方向の曲線の接續する箇所に於てはカントの差は其の 300 倍以上の長さに於て半徑大なる曲線上にて之を遞減することを要す

註 本條第二項に於て分岐の場合を除きたりと雖兩開分岐の如く相當のカントを附し得る場合に在りては成るべく之を附するを可とす

第七節 施工基面

第二十六條 築堤又は切取に於ける施工基面の幅(側溝を除く)は軌道中心より外縁迄左の寸法以上たることを要す

甲線 2.4 米, 乙線 2.25 米, 丙線 2.10 米

前項の幅は道床の幅其他線路の狀況に依り相當之を擴大することを要す

第八節 橋梁

第二十七條 本線路に於ける支間 3.5 米以上の橋桁は木造と爲すことを得ず

第二十八條 交通頻繁なる道路又は河川に架設する橋梁は軌道中心より左右各 1.75 米以上軌道下を蓋ふことを要す

第二十九條 本線路に於ける橋梁の負擔力は附圖第三に示す左の記號の標準活荷重に依るものたることを要す但し電車専用線路に對しては線路區間の種別を問はず KS-12

に依るものとす

甲線 KS-18, 乙線 KS-15, 丙線 KS-12

前項の負擔力は急勾配を含む運轉區間其の他に於ては特に必要ある場合に於ては乙線に在りては KS-18 丙線及電車専用線路に在りては KS-15 に依るものとす

第九節 架空電車線

第三十條 架空電車線の電氣方式は直流式とし 1500 ボルトを標準とす

第三十一條 架空電車線の高さは軌條面より 5200 耗を標準とす

前項の高さは橋梁、隧道、雪覆及跨線橋に於ては 4550 耗迄、乗降場上家庇の部分に於ては 4700 耗迄之を減じ又停車場構内に於ては必要に應じ 5500 耗迄之を増すことを得

第三十二條 架空電車線は軌條面に直角なる軌道中心面より 左右各 250 耗以上の偏倚なきことを要す

第三十三條 架空電車線の軌條面に對する勾配は本線路に在りては 5/1000 側線に在りては 15/1000 より急ならざることを要す

第十節 停車場

第三十四條 停車場に於ける列車の發着する本線路（旅客列車専用線路を除く）の有効長は左の長さを標準とす但し線路の狀況に依り之に依らざることを得

甲線 380 米乃至 460 米, 乙線 250 米乃至 380 米, 丙線 150 米乃至 250 米

第三十五條 旅客を取扱ふ驛には乗降場、待合所、便所等の設備を爲すことを要す

第三十六條 荷物を取扱ふ驛には荷物積卸場、荷物庫等の設備を爲すことを要す

第三十七條 乗降場及荷物積卸場の縁端より軌道中心迄の距離は 1.56 米たることを要す

前項の距離は曲線に沿ふ乗降場及荷物積卸場に於ては曲線半径 800 米より大なる場合に於ても第十九條に準じ之を増すことを要す

乗降場の幅は兩面を使用するものは 3 米以上、其の他のものは 2 米以上たることを要す

乗降場の高さは軌條面より 760 耗とす但し電車専用の場合に於ては 1100 耗、電車及其他の列車に共用する場合に於ては 920 耗とす

乗降場に在る柱類と乗降場縁端との距離は 1 米以上たることを要す

乗降場に在る本家、跨線橋口、地下道口、待合所、便所等と乗降場縁端との距離は 1.5 米以上たることを要す

荷物積卸場の高さは軌條面より 960 耗とす但し手小荷物専用の場合に於ては軌條面より 760 耗小口扱貨物専用の場合に於ては軌條面より 1020 耗とす

前項の高さは特別の場合は之に依らざることを得

第三十八條 地方の状況に依り特に前三條の規定に依らざる驛を設くることを得

第三十九條 機關車用轉車臺の長さは 12 米乃至 20 米とす

貨車用の轉車臺及遷車臺の長さは 5 米以上とす

第十一節 分岐及平面交叉

第四十條 本線路に於ける分岐は停車場内又は信號所に於て爲すことを要す但し側線を分岐する場合又は貨物列車のみを運轉する本線路に於ける分岐にして特別の事由ある場合に限り相當の保安設備を爲し之に依らざることを得

第四十一條 本線路は停車場に於て相當の保安設備ある場合を除き本線路又は他の鐵道、軌道と平面交叉を爲すことを得ず但し本線路が貨物列車のみを運轉する場合又は他の鐵道、軌道が人力若は馬力を動力とする場合に於て相當の保安設備を爲したるときは此の限に在らず

第十二節 常置信號機

第四十二條 停車場には場内信號機を設くることを要す列車の進路に轉轍器なき場合又は轉轍器が常時鎖錠せらるる場合は之を設けざることを得

第四十三條 停車場には出發信號機を設くることを通例とす

第四十四條 停車場には必要に應じ入換信號機及誘導信號機を設くるものとす

第四十五條 閉塞區間の始點には閉塞信號機を設くることを要す但し其の始點が停車場内に在りて左の各號の一に該當する場合は之を設けざることを得

- 一 出發信號機又は場内信號機の設けあるとき
- 二 出發信號機を設くる必要なきとき

第四十六條 停車場外に於て可動橋、線路の交叉其の他特に防護を要する地點には必要に應じ掩護信號機を設くるものとす

第四十七條 場内信號機、閉塞信號機及掩護信號機に對しては其の前方相當の距離に於て遠方信號機を設くることを要す但し左の各號の一に該當する場合は之を設けざることを得

- 一 場内信號機、閉塞信號機又は掩護信號機が停止信號を現示する場合其の前方相當の距離に於て之を表示する他の常置信號機の設けあるとき
- 二 場内信號機、閉塞信號機又は掩護信號機の信號現示を 200 米以上の距離に於て列車より認識する必要なきとき
- 三 丙線に限り場内信號機、閉塞信號機又は掩護信號機の信號現示を 400 米以上の距離に於て列車より認識し得るとき

出發信號機に對しては必要に應じ遠方信號機を設くるものとす

第十三節 保安設備

第四十八條 相互關係を有する常置信號機及轉轍器は聯動の裝置と爲すことを要す但し本線路に關せざるもの、常時鎖錠せらるる轉轍器及使用稀なる背向轉轍器に付ては之に依らざることを得

第四十九條 軌道の終端には相當の車止裝置を設くることを要す

第五十條 車輛が本線路に逸走し又は列車が過走して危害を生ずる處ある箇所には相當の保安設備を爲すことを要す

第五十一條 停車場及信號所には電氣通信の設備を爲すことを要す但し驛員を配置せざる停車場に在りては之を爲さざることを得

第五十二條 交通頻繁なる踏切道に對しては門扉其の他相當の保安設備を爲すことを要す

第五十三條 人又は牛馬等の線路に踏み入る處ある場所には堤塘、柵垣又は溝渠等を設くることを要す

第五十四條 列車を避くるに困難なる隧道、橋梁其の他には待避所を設くることを要す前項の待避所は 50 米以内毎に之を設くことを要す

第十四節 線路標

第五十五條 線路には左の標を設くることを要す

- 一 1 杆毎に其の距離を示す標
- 二 勾配の變更する箇所には其の勾配を示す標
- 三 本線路より分岐する箇所には車輛の接觸限界を示す標
- 四 列車の運轉上特に注意を要する箇所には必要に應じ之を示す標
- 五 踏切道には必要に應じ通行人の注意を惹くべき標

第三章 車 輛

第一節 車輛限界

第五十六條 車輛は左の各號に掲ぐるものを除き直線軌道上正位に於て附圖第四に示す車輛限界外に出でざるものたることを要す

- 一 タイヤの幅以内に於ける車輪の部分
- 二 停止中に限り開閉する扉類にして開きたる場合に於けるもの
- 三 雪掻裝置、郵便受渡器、クレーン、其の他特種の裝置にして使用する場合に於けるもの
- 四 齒軌條用齒車

註 架空電車線に依り電氣運轉を爲す車輛の屋上裝置は車輛限界の示す所に依り其の基礎限界外に出づることを得れども架空電車線に依る運轉區間以外の區間を運轉する場合を考慮して屋上裝置を容易に取外し又は集電裝置を折疊みて基礎限界内に收め得る構造となすべきものとす

第五十七條 車輛は曲線軌道上正位に於て其の中心線が軌道中心線より偏倚したる場合に於ても其の各部が前條の車輛限界の幅に第十九條に依る w を各側に於て加算したる限界外に出でざるものたることを要す

註 本條の規定は車輛が曲線軌道上に於て軌道に對し左右に偏倚したる場合に其の各部の占むる位置を制限したるものにして曲線に於ける建築限界の擴大寸法 w は車體の長さ約 19 米、ボギー中心間の距離約 13.4 米なるボギー車の兩端部及中央部に於ける偏倚に相當するものなり故に車體の長さ及ボギー中心間の距離の關係上偏倚が w より大となるべき車輛を製作する場合には本條の限界外に出でざる様其の幅に付考慮すべきものとす

第二節 車輛の重量

第五十八條 機關車（炭水車を含む）は之を 2 輛連結し長さ 1 米に付甲線及び乙線に在りては 5 噸、丙線に在りては 4 噸の等布活荷重を牽引する場合に軌道及橋梁に對し附圖第三に示す左の記號の標準活荷重より大なる影響を與へざるものたることを要す

	軌道に對し	橋梁に對し
甲線	K-16（線路の狀況に依り K-18）	KS-16（線路の狀況に依り KS-18）
乙線	K-15	KS-15
丙線	K-13	KS-12

註 本條は機關車の車輪の軌條に對する壓力及其の配置等の軌道及橋梁に對する影響の最大限度を規定せるものにして機關車の製作に當りては車輪の軌條に對する壓力のみならず輪軸の配置等をも考慮して本條の限度を超えざる様に爲すべきものなり

甲線に於て線路の狀況に依り K-18 及び KS-18 とあるは特定の區間に限り使用する目的を以て製作する場合を指すものとす。

第五十九條 機關車の車輪一對の軌條に對する壓力は停止中に於て左の大きさ以下たることを要す

甲線 16 噸（線路の狀況に依り 18 噸） 乙線 15 噸、 丙線 13 噸

前項の壓力は附圖第三に示す動輪の不釣合遠心力、車輛のバネ下重量等を考慮して

之を増減すべきものとす但し増す場合に於ては 5/100 を超ゆることを得ず

第六十條 前二條の限度は乙線及丙線の急勾配を含む運轉區間其他にして特に必要ある場合に於ては軌道及橋梁の負擔力の範圍内に於て左の限度迄増すことを得

標準活荷重		車輪一對の軌條に對する壓力
軌道に對し	橋梁に對し	
乙線 K-16	KS-16	16 噸
丙線 K-15	KS-15	15 噸

第六十一條 客貨車の車輪一對の軌條に對する壓力は停止中に於て 13 噸以下たることを標準とし 14 噸に至ることを得但し其の重量は兩端連結器の連結面間の距離 1 米に付平均 5 噸以下たることを要す

第六十二條 前條に規定する限度は運轉區間又は連結位置に制限を有する車輛に付ては軌道及橋梁の負擔力の範圍内に於て之を超過することを不得

註 本條は電動車、氣動車、石炭車、冷蔵車、特種貨車其他特に重量大なる客貨車に對する規定なり

第三節 輪 軸

第六十三條 輪軸の配置及之に關する車輛各部の構造は 18 耗のスラックを有する半徑 100 米の曲線を通過し得るものたることを要す

第六十四條 固定軸距は 4.6 米以下たることを要す

第六十五條 車輪の直徑は車輪一對の中心線より 560 耗の距離に於ける踏面に於て測り 730 耗以上たることを要す但し特別の事由ある場合は之に依らざることを得

註 附圖第五參照

第六十六條 タイヤ(タイヤなき場合はリム)の幅は 120 耗以上 150 耗以下たることを要す

タイヤ(タイヤなき場合はリム)一對の内面距離は 988 耗以上 994 耗以下とし 990 耗を以て標準とす

註 附圖第五參照

第六十七條 輪縁の高さは車輪一對の中心線より 560 耗の距離に於ける踏面より測り 25 耗以上 85 耗以下たることを要す

車輪一對の中心線より輪縁外面迄の距離は前項の踏面より 10 耗の下位に於て 516 耗以上 527 耗以下たることを要す

註 附圖第五參照

第四節 車輛連結器

第六十八條 車輛は兩端に自動連結器を備ふることを要す

第六十九條 自動連結器は其の連結部に於て附圖第六に示す寸法の輪廓を有し又は之と相互連結して使用し得るものたることを要す但し電車の連結器は之に依らざることを得

第七十條 自動連結器の連結面の中心の高さは車輛停止中に於て軌條面上 790 耗以上 890 耗以下たることを要す

自動連結器の時は 225 耗以上の高さを有するものたることを要す

第五節 制動機

第七十一條 車輛には貫通制動機を備ふることを要す但し緩急車に非ざる貨車及特種の車輛には制動管のみを備へ貫通制動機を備へざることを得

第七十二條 貫通制動機の制輪子に作用する壓力（タイヤに制輪子を使用せざる制動機に在りては之に換算したる壓力）は制動車輪の軌條に對する壓力に對し左の割合以上たることを要す但し特種の車輛は之に依らざること得

- | | | |
|---|--|--------|
| 一 | 機關車（タンク機關車に在りては積載石炭及水量が規定量の 1/2 の場合、其の他の機關車に在りては運轉整備の場合） | 50/100 |
| 二 | 炭水車（空車の場合） | 80/100 |
| 三 | 客貨車（空車の場合） | 70/100 |

第七十三條 貫通制動機は制動管が切斷したる場合に於ては自動的に制動するものたることを要す但し特種の車輛に在りては之に依らざることを得

第七十四條 運轉室を有する車輛及緩急車には貫通制動機を作用せしめ得る裝置及制動管の壓力を示す裝置を爲すことを要す

第七十五條 運轉室を有する車輛（テングー機關車を除く）、炭水車及緩急車には他の制動機を備ふる場合に於ても手用制動機を備ふることを要す

第七十六條 手用制動機の制輪子に作用する壓力は制動車輪の軌條に對する壓力（空車の場合）に對し 20/100 以上たることを要す

第六節 車輛の裝置

第七十七條 蒸氣機關車及蒸氣動車には左の裝置を爲すことを要す

- 一 二個の獨立したる給水器
- 二 罐内の水位を認むべき二個の獨立したる裝置
- 三 罐の安全瓣
- 四 罐の壓力計
- 五 火粉又は燃滓の散出を防ぐ裝置

本號の裝置は其の使用する燃料の性質に依り之を省略することを得

第七十八條 電氣機關車及電動車には左の裝置を爲すことを要す

- 一 自動遮斷裝置
- 二 架空電車線に依る場合に於ては避雷器

第七十九條 運轉室を有する車輛には氣笛又は之に相當する合圖の裝置を爲すことを要す

第八十條 客室の床面積は旅客定員一人に付 0.3 平方米以上たることを要す

第八十一條 旅客の使用する室には通風、點燈及必要に応じて暖房の裝置を爲すものとす

第八十二條 客車の側面に在る外開戸及引戸には二重の閉裝置を爲すことを要す但し特種の裝置を有する場合は之に依らざることを得

註 本條但し書に於て特種の裝置とは自動閉裝置の如きを謂ふ

第七節 車輛の標記

第八十三條 機關車には番號を標記することを要す

第八十四條 客貨車には左の事項を標記することを要す但し特種の車輛に在りては之に依らざることを得

- 一 國有鐵道の記號、
- 二 記號及番號、
- 三 自重、
- 四 客車には等級及旅客定員、
- 五 荷物車、郵便車及貨車には積載量

附 則

本令は昭和 4 年 8 月 1 日より之を施行す

大正 10 年 10 月 14 日鐵道省令第二號國有鐵道建設規程は之を廢止す

本令施行前工事に着手し又は竣工したる線路其の他の建造物、車輛等にして本令に牴觸するものは之を改築又は改造し終る迄は第一條但し書に依るものと看做す

本令の適用に當り機關車の運用上直に第五十八條及第五十九條の規定に依り難き場合は速度に制限を加へ軌道及橋梁の負擔力の範圍内に於て當該條項の制限を超過することを

得
當該線路に第五十六條に規定する車輛限界に近き大さの車輛を運轉する時期迄は乗降場及荷物積卸場の縁端と車輛の踏段又は床との空隙を小ならしむる爲一時第三十七條第一項に規定する距離を最小 1.4 米迄縮小するものとす

註 第五項を適用する場合は將來乗降場及荷物積卸場の改築又は之に沿ふ軌道の移轉に依り第三十七條第一項の規定に依ることを得る様考慮し置くことを要す

線路區間種別表

一 甲 線

線路名稱	區	間
東海道線	東海道本線	東京—神戶間 見—橫濱間 濱—櫻木町間 灘—神戸間 川—汐留間 田—神崎間 田—梅田間
		特別の線路 東京—國府津間 沼津—垂井間 關ヶ原—神戸間
	橫須賀線	(大船—橫須賀間)
	熱海線	(國府津—熱海間)
北陸線	北陸本線	(米原—直江津間)
中央線	中央本線	(東京—鹽尻—名古屋間)
山陽線	山陽本線	(神戸—下關間)
	岩德線	(麻里布—岩國間)
	關西本線	(名古屋—木津—奈良—湊町間) (今宮—大阪港間)
	城東線	(天王寺—大阪間)
	片町線	(巽放出間分岐點—放出間) (巽吹田間分岐點—吹田間)
東北線	東北本線	(東京—青森間)
	山手線	(赤羽—品川間) (池袋—田端間)
	常磐線	{日暮里—岩沼間 田端—隅田川間 南千住—隅田川間}
	高崎線	(大宮—高崎間)
	兩毛線	(新前橋—高崎間)
	上越南線	(新前橋—水上間)
奧羽線	奧羽本線	(秋田—青森間)
羽越線	羽越本線	(新津—秋田間)
信越線	信越本線	(直江津—新潟間)
	上越北線	(宮内—越後湯澤間)
總武線	總武本線	{兩國橋—千葉間 新小岩—金町間 龜戶—小名木川間}
鹿兒島線	鹿兒島本線	(門司—八代間)
長崎線	長崎本線	(鳥栖—肥前山口間) (早—長崎間)
筑豐線	筑豐本線	(若松—飯塚間)
	伊田線	(直方—伊田間)
函館線	函館本線	(函館—長萬部間) (小樽—旭川間)
	長輪線	(長萬部—東輪西間)
	手宮線	(南小樽—手宮間)
		特別の線路 神戶—明石間 東京—大宮間

室 蘭 線
其 の 他

室蘭本線 (岩見澤—室 蘭間)
東海道本線 (大 崎—鶴 見間)
熱 海 線 (熱 海—沼 津間)
———— (平 野—放 出間
巽放出間分岐點—巽吹田間分岐點間)
岩 德 線 (岩 國—德 山間)
上 越 南 線 (水 上—茂倉岳間)
上 越 北 線 (越後湯澤—茂倉岳間)
———— (御茶水—兩國橋間)
總 武 本 線 (小名木川—越中島間)
小名木川—木 場間)
有 明 線 (肥前山口—諫早間)

二 乙 線

線路名稱

區 間

東 海 道 線	東海道本線	{ 川 崎—濱 川 崎間 東神奈川—高 島間 江 尻—清 水 港間 名 古 屋—名 古 屋 港間 八 幡—白 鳥 間 小 野 濱—湊 波 口間 小 野 濱—湊 波 川間
	橫 濱 線	(東神奈川—八 王 子間 東神奈川—海神奈川間)
	高 山 線	(岐 阜—燒 石間)
	西 成 線	(大 阪—櫻 島間)
北 陸 線	福知山線	(神 崎—福知山間)
	小 濱 線	(敦 賀—新舞鶴間)
	中 越 線	(伏 木—高 岡間)
	新 湊 線	(能 町—新 湊間)
	飛 越 線	(富 山—越中八尾間)
中 央 線	篠ノ井線	(鹽 尻—篠ノ井間)
	太 多 線	(多治見—美濃太田間)
山 陽 線	山陽本線	{ 兵 庫—和田岬間 兵 庫—新 川 間 廣 島—宇 品間
	播 但 線	(姫 路—和田山間)
	宇 野 線	(岡 山—宇 野間)
	作 備 東 線	(津山口—中國勝山間)
	作 備 西 線	(新 見—岩 山間)
	伯 備 線	(倉 敷—伯耆大山間)
	吳 線	(海田市—吳 間)
	山 口 線	(小 郡—石見益田間)

	美 關 線	(正明市—秦古間) (正明市—黃波戸間)	
山 陰 線	小 串 線	(幡生—阿川間)	
	山陰本線	(京 都—須佐間)	
關 西 線	舞 鶴 線	(綾 部—新舞鶴間)	
	大 社 線	(出雲今市—大社間)	
	參 宮 線	(龜 山—鳥羽間)	
	紀勢東線	(相可口—大內山間)	
	草 津 線	(柘 植—草津間)	
	奈 良 線	(木 津—京 都間)	
	櫻 井 線	(奈 良—高 田間)	
	片 町 線	{ 木 津—片 町間 京 橋—淀 川間 巽—巽放田間分岐點間 巽—巽吹田間分岐點間 }	
		和歌山線	(王 寺—和歌山市間)
		紀勢西線	(和歌山—御 坊間)
東 北 線	兩 毛 線	(小 山—新前橋間)	
	水 戸 線	(小 山—友 部間)	
	日 光 線	(宇都宮—日 光間)	
	鹽 釜 線	(岩 切—鹽 釜間)	
磐 越 線	磐越東線	(平—郡 山間)	
	磐越西線	(郡 山—新津間)	
奥 羽 線	奥羽本線	(福 島—秋 田間)	
	陸 羽 線	(小 牛田—新 庄間)	
信 越 線	陸 羽 西 線	(新 庄—余 目間)	
	信越本線	(高 崎—直江津間)	
總 武 線	越 後 線	(柏 崎—白 山間)	
	總武本線	(千 葉—銚 子間)	
	房 總 線	(千葉—大網—安房北條—木更津—蘇我間)	
	成 田 線	(佐 倉—我孫子間)	
讚 豫 線	東 金 線	(大 網—成 東間)	
	讚 豫 線	(高 松—松 山間) (多度津—阿波池田間)	
德 島 線	德島本線	(德 島—阿波池田間)	
	高 知 線	(高 知—土佐山田間)	
鹿 兒 島 線	鹿兒島本線	(八 代—鹿兒島間)	
	久 大 線	(久留米—筑後吉井間)	
	肥 陸 線	(國 分—鹿兒島間)	
長 崎 線	長崎本線	(肥前山口—諫早間)	
	唐 津 線	(久保田—西唐津間) (西唐津—大 島 間)	
	佐世保線	(早 岐—佐世保間)	

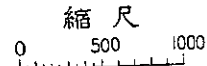
日	豐	線	日豐本線 (小倉-都城間)
			田川線 (伊田-添田間)
			大湯線 (大分-豊後中村間)
			志布志線 (都城-西都城間)
			國都東線 (西都城-財部間)
筑	豊	線	筑豊本線 (飯塚-上山田間)
			香月線 (中間-香月間)
			桐野線 (勝野-桐野間)
			幸袋線 (小竹-幸袋間)
			長尾線 (飯塚-筑前内野間)
			漆生線 (芳雄-漆生間)
函	館	線	函館本線 (長萬部-小樽間)
室	南	線	夕張線 (追分-夕張間)
根	室	線	根室本線 (瀧川-釧路間)
宗	谷	線	宗谷本線 (旭川-音威子府間)
			天鹽線 (音威子府-稚内間)
			石北西線 (新旭川-上川間)
網	走	線	湧別線 (野付牛-遠軽間)
			石北東線 (遠軽-丸瀬布間)
其	の	他	下田線 (熱海-下田間)
			八高線 (八王子-高崎間)
			高山線 (燒石-高山間)
			飛越線 (高山-越中入尾間)
			姫津線 (姫路-津山間)
			作備線 (中國勝山-岩山間)
			三吳線 (三原-吳間)
			萩線 (須佐-奈古間)
			長門線 (黄波戸-阿川間)
			東紀勢線 (大内山-新宮間)
			西紀勢線 (御坊-田邊間)
			土讚北線 (阿波池田-東豊永間)
			土讚南線 (土佐山田-東豊永間)
			久大東線 (豊後中村-日田間)
			久大西線 (筑後吉井-日田間)
			國都線 (財部-國分間)
			長原線 (筑前内野-原田間)
			石北線 (上川-丸瀬布間)

三 丙 線

前二號以外の線路區間

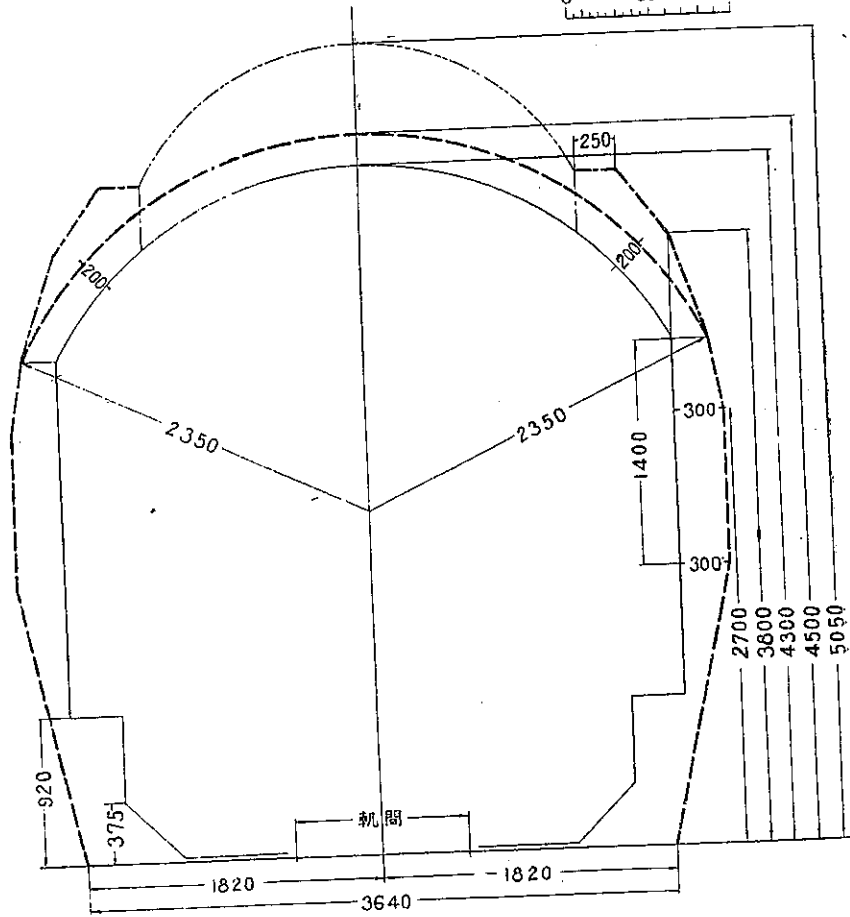
附圖 第二

隧道に於ける建築限界外の餘裕 (單位耗)



凡例

一般ノ場合ニ對スル建築限界
 普通ノ區間ニ對スル餘裕
 架空電車線ニ依リ電氣運轉ヲ爲ス區間ニ於テ隧道ニ對シ建築限界ヲ縮小シ得ル限度
 架空電車線ニ依リ電氣運轉ヲ爲ス區間ニ對スル餘裕



附圖 第三 標準活荷重

記號	荷重 (單位噸)																軸/米		
	6	12	12	12	12	8	8	8	8	6	12	12	12	12	8	8		8	8
K-12	6	12	12	12	12	8	8	8	8	6	12	12	12	12	8	8	8	8	4
K-13	6.5	13	13	13	13	8.6	8.6	8.6	8.6	6.5	13	13	13	13	8.6	8.6	8.6	8.6	4.3
K-14	7	14	14	14	14	9.3	9.3	9.3	9.3	7	14	14	14	14	9.3	9.3	9.3	9.3	4.6
K-15	7.5	15	15	15	15	10	10	10	10	7.5	15	15	15	15	10	10	10	10	5
K-16	8	16	16	16	16	10.6	10.6	10.6	10.6	8	16	16	16	16	10.6	10.6	10.6	10.6	5.3
K-18	9	18	18	18	18	12	12	12	12	9	18	18	18	18	12	12	12	12	6

記號	荷重 (單位噸)	
S-12	14.6	14.6
S-13	15.8	15.8
S-14	17.1	17.1
S-15	18.3	18.3
S-16	19.5	19.5
S-18	22	22

本荷重ハ車輛ノ停止中ニ於ケル軌條ニ對スル壓力ヲ示スニナリ
 本圖ニ於ケル○ハ動輪ヲ示シ選擇時ニ於ケル動輪ノ不適合
 遠心力ハ停止中ニ於ケル壓力ノ百分ノ十五トス
 車輛ノ自重ハ其ノ總重量ノ百分ノ二十五トス
 K-18, S-18, 考慮スル標準活荷重・KS-18, 稱々其他
 之ニ準ス



(日本聯合鐵道第十六號第七號附圖)

